

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第八条第三項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月1日

宮城県知事 浅野史郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マルホンカウボーイ角田店

角田市梶賀字高畑南百21番地1 外

二 市町村の意見

- 1 騒音について、騒音規制法施行令第1条及び振動規制法施行令第1条に定める施設を設置する場合は、市に特定施設の設置届を提出する必要があるので留意されたい。
- 2 廃棄物の処理については、分別を徹底し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則った適正な処理・管理をお願いしたい。
- 3 防災・防犯対策について、災害時の避難場所として駐車場等の一部使用及び、店舗で取り扱っている物資の緊急時における供給要請に協力をお願いしたい。
- 4 地元雇用の創出への配慮をお願いしたい。
- 5 地元地域の商業活動の振興に協力をお願いしたい。
- 6 地元地域における青少年の健全育成に協力をお願いしたい。

三 地域住民等の意見の概要

- 1 地元雇用の創出に配慮願いたい。
- 2 地域経済の活性化を図っている商工会等の活動に参画し、商工業者・地域住民と一体となった事業に参加されるなど、地域に密着した商業活性化活動をお願いしたい。
- 3 リサイクル活動に率先して取り組むなど、環境に配慮した事業展開をお願いしたい。

四 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、宮城県大河原地方県政情報コーナー及び角田市役所

五 縦覧期間

平成17年7月1日から平成17年8月1日まで（ただし、閉庁日を除く。）